

群馬県立前橋工業高等学校 部活動に係る活動方針

令和5年7月12日

1 部活動の意義と活動方針設定の趣旨

本校の部活動は、スポーツや文化に興味・関心のある生徒が参加し、各部顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われてきた。

「高きを仰ぎ最善を尽くす」の校訓のもと、学校の主役である生徒一人ひとりがその自覚とプライドを醸成するための一助として、学校部活動の充実継続を図る。

なお、高等学校の部活動は中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることを考慮し、学校の実態や全体の活動状況を踏まえながら、引き続き検討を続け、より適切な対応をしていく。

2 具体的な指導方針

(1) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- ・週1日以上以上の休養日を設定する（時期によっては積極的休養も含む）

※大会参加等により、やむを得ず週1日の休養日を確保できない場合は代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒の体調を把握し、疲労が蓄積しないよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間の設定を検討する。

③ 活動時間

- ・平日は、3時間程度とする。
- ・学校休業日は、4時間程度とする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。
- ・上記を超えて活動する場合には、生徒及び保護者との連携を密にするとともに生徒の健康管理を最優先して適切に実施する。

④ 朝練習について

- ・練習の目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。
- ・生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮し実施する。

⑤ その他

- ・年間スケジュールを作成し、シーズンオフに当たる期間には、土、日曜日の休業日設定も検討する。
- ・定期テスト前には、学習時間が確保できるように配慮する。

(2) 安全対策について

- ① 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。

- ②生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。
- ③事故等発生時の初期対応の大切さを確認する。
(応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告)

(3) 経費について

- ①活動にあたる経費を生徒会費から補助する。
- ②各部において部費を徴収する場合は、金額については保護者の理解を得た上で決定する。
- ③通帳、帳簿等を作成し、年度末に会計報告をする。また、必要に応じ監査を行う。

3 その他

(1) 外部指導者について

- ①専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに教職員の負担軽減のため外部指導者を活用する場合は、校長の了解のもと活用する。
- ②活用する場合は、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 活動計画書・実績報告書の提出について

- ①毎月活動計画書(実績報告書を兼ねる)を作成する。
- ②計画書は、前月末まで、報告書は翌月10日までに入力する。
- ③各月において、活動内容等を振り返る。

(3) 部活動検討委員会について

- ①「部活動振興対策委員会」を開催し、各部の取組状況等の情報を共有するとともに、本方針について、意見交換を行う。
- ②学校のHP等で本方針を公表し、外部から適宜意見聴取を行う。

(4) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁じられていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対にしない。